

**一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）
委員会設置要綱**

第1条（目的）

本要綱は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）（以下、「本法人会」という）が定款第57条に基づき、委員会の設置及び運営の基本的事項を定めるものとするを目的とする。

第2条（委員会規則）

- 1 委員会規則は、本法人定款に準拠した上で、委員会が独自に作成し、理事会の承認を経て制定されるものとする。
- 2 前項により制定される委員会規則のうち、本要綱と異なる内容の規定がある場合は、この法人の定款に反しない限り、委員会規則における当該規定が優先する。

第3条（委員会名称）

委員会の名称は、末尾に「委員会」の文字を付すものとする。

第4条（委員会業務）

委員会は、定款第4条に定められた事業の達成に向けて、具体的業務手順を定め、実行するものとする。

第5条（委員会構成）

- 1 委員会は、委員長及び委員若干名を以って構成する。
- 2 委員長は、理事長が本法人会正会員の中から指名、本法人会理事会の承認を得ることによって選任されるものとする。
- 3 委員は、委員長が本法人会会員の中から推薦し、本法人会理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 委員会には、担当理事1名を置く。
- 5 委員長は、委員の中から副委員長を選任することができる。
- 6 委員長、副委員長及び委員の任期は、評議員のそれに準ずる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（委員会運営）

- 1 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。
- 2 委員長は、必要に応じて臨時委員会を招集することができる。
- 3 担当理事は、理事会の提案を委員会ないし委員長に伝え、また、委員会の審議経過及び議決結果を理事会に報告する。

- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）を以って成立する。
- 6 委員会の議決は、出席者の過半数を以って決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第7条（委員会議事録）

委員会開催後は、議長が議事録を作成し、議長とともに議事録署名人2名が署名するものとする。議事録は理事長が保管する。

第8条（委員会規則の変更）

委員会規則は、当該委員会構成員の3分の2以上（委任状を含む）の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

附則

- 1 本要綱は平成26年6月21日に施行。
- 1 本要綱は令和4年3月23日に改正。